九　租税特別措置法施行令第四十六条の八の二第五項に規定する国税庁長官が定める方法及び租税特別措置法施行規則第三十七条の四の二第四項の規定に基づき国税庁長官が定めるファイル形式を定める件　三一特8四七

一〇　消費税法施行令第十八条第八項に規定する国税庁長官が定める方法及び消費税法施行規則第六条の二第五項の規定に基づき国税庁長官が定めるファイル形式を定める件の一部を改正する件　三一特8四六

一一　消費税法施行令第十八条の二第二項第三号の規定に基づき国税庁長官が観光庁長官と協議して指定する自動販売機を定める件の一部を改正する件　三一特8四六

○文部科学省

一一　図書目録登載申し出要領を廃止する告示　四　三

一二　地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法に規定する重要文化的景観の形成に重要な家屋を追加して定める件　四　三

一三　地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法に規定する重要文化的景観の形成に重要な家屋を定める件の一部を改正する件　四　三

一四　地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法に規定する重要文化的景観の形成に重要な家屋を定める件の一部を改正する件　四　四

一五　地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法に規定する重要文化的景観の形成に重要な家屋を定める件の一部を改正する件　四　四

一六　強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件　五　44　一五

一七　補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件の一部を改正する件　五　44　一七

一八　国立大学法人法第三十五条の二において読み替えて準用する独立行政法人通則法第四十七条第二号の規定に基づき、平成十六年文部科学省告示第十二号の一部を改正する件　七　六

一九　国立大学法人法第三十五条の二において読み替えて準用する独立行政法人通則法第四十七条第一号の規定に基づき、平成二十年文部科学省告示第三十二号の一部を改正する件　七　七

二〇　国立大学法人法第三十五条の二において読み替えて準用する独立行政法人通則法第五十条の四第四項の規定に基づき、平成二十七年文部科学省告示第七十六号の一部を改正する件　七　七

二一　国立大学法人法第三十三条の五第二項第二号の規定に基づき、平成二十九年文部科学省告示第四十五号の一部を改正する件　七　一〇47　七

二二　史跡に指定する件　一〇47　五

二三　特別史跡に地域を追加して指定する件　一〇47　六

二四　史跡に地域を追加して指定し、名称を改める件　一〇47　六

二五　史跡に地域を追加して指定する件　一〇47　八

二六　名勝に指定する件　一〇47　一一

二七　天然記念物に地域を追加して指定する件　一〇47　一一

二八　記念物を登録記念物に登録する件　一〇47　一一

二九　学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等の一部を改正する告示　一一　二

三〇　文化財を登録有形文化財に登録する件　一三50　三〇

三一　文化財保護法第五十九条第三項に基づき登録有形文化財の登録を抹消する件　一三50　三四

三二　登録有形文化財の名称を変更する件　一三50　三四

三三　文化財保護法第五十九条第二項に基づき登録有形文化財の登録を抹消する件　一三50　三四

三四　研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令の規定に基づき認定宿主ベクター系等を定める件の一部を改正する告示　二一58　八九

三五　有形の民俗文化財を重要有形民俗文化財に指定する件　二八　五

三六　無形の民俗文化財を重要無形民俗文化財に指定する件　二八　五

三七　有形の民俗文化財を文化財登録原簿に登録する件　二八　六

三八　無形の民俗文化財を文化財登録原簿に登録する件　二八　六

三九　国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が処分する放射性廃棄物の量に相当するものの算定方法を定める告示の一部を改正する件　二八　六

四〇　日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律施行規則附則第二条第四号等に規定する文部科学大臣が別に指定する日本語教育機関を指定する件　二八　六

四一　生活・地域科学技術研究施設整備費補助金交付規則を廃止する告示　三一　四

四二　発明実施化試験費補助金交付規則を廃止する告示　三一　四

四三　大学設置基準第三十三条第一項の規定に基づく医学又は歯学の学部の卒業の要件のうち専門教育科目の履修に係る要件を廃止する件　三一　四

四四　公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令第十二条第二項第二号並びに公立学校の